平成２２年（フ）第３５１号
長野市青木島町大塚891番地
破産者　株式会社宮島モータース
1　決定年月日　平成23年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第６４２４号
大阪市東淀川区東中島１丁目17―５
破産者　株式会社アレックス
1　決定年月日　平成23年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７３３０号
大阪市中央区島之内１丁目５番17号
破産者　ビー・ステップ株式会社
1　決定年月日　平成23年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８５０８号
大阪府枚方市甲斐田町７番13号
破産者　有限会社アシストオート
1　決定年月日　平成23年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８５５６号
大阪市住吉区我孫子３丁目８番８号
破産者　株式会社ケーラックス
1　決定年月日　平成23年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８７１９号
大阪市北区西天満５丁目４番13号
破産者　株式会社アド・ランド
1　決定年月日　平成23年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８７６２号
大阪市天王寺区空堀町13番24号リミックスビル
破産者　株式会社ラフィーナ
1　決定年月日　平成23年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８８５９号
大阪府高槻市芥川町４丁目14番５号、商業登記簿上の本店所在地滋賀県草津市木川町865番地の３
破産者　株式会社布壱
1　決定年月日　平成23年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８８８５号
大阪市北区本庄東３丁目９番17号
破産者　大和商事株式会社
1　決定年月日　平成23年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８８８６号
大阪市北区本庄東１丁目22番３号
破産者　ダイワ興産株式会社
1　決定年月日　平成23年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８９７１号
大阪市東住吉区鷹合３丁目３番10号ショワジールタワー長居公園601号
破産者　株式会社アルバ・フイツシヤーズ
1　決定年月日　平成23年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６５５号
大阪府松原市上田６丁目244番地の１
破産者　有限会社有研
1　決定年月日　平成23年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１１９３号
大阪府羽曳野市野151番地の２
破産者　南大阪建築工房有限会社
1　決定年月日　平成23年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第２２号
和歌山県日高郡由良町大字里201番地
破産者　有限会社東和
1　決定年月日　平成23年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所御坊支部

平成２２年（フ）第３１号
和歌山県新宮市熊野川町九重402番地
破産者　株式会社上野組
1　決定年月日　平成23年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所新宮支部

平成２２年（フ）第３２号
和歌山県新宮市熊野川町宮井408番地の１
破産者　上野　誠一
1　決定年月日　平成23年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所新宮支部

平成２２年（フ）第３３号
和歌山県新宮市熊野川町九重402番地
破産者　上野　絹子
1　決定年月日　平成23年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所新宮支部

平成２１年（フ）第５４３号
岩手県奥州市胆沢区小山字道場250番地２
破産者　小野義建設株式会社
1　決定年月日　平成23年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第１３４号
千葉市若葉区中野町1652番地１、前住所千葉県八街市山田台97番地20
破産者　關　　信幸
1　決定年月日　平成23年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第１３６号
千葉市若葉区中野町1652番地の２
破産者　有限会社丸信工業
1　決定年月日　平成23年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第７９００号
東京都新宿区西新宿６丁目５番１号　新宿アイランドタワー35階
破産者　医療法人社団博美会
1　決定年月日　平成23年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部